

最先端研究開発支援推進会議 議事概要

- 日 時 平成 23 年 8 月 4 日（木）10:50～11:30
- 場 所 合同庁舎 4 号館 1214 会議室

- 出席者 阿久津政務官、相澤議員、本庶議員、奥村議員、今榮議員、白石議員、
泉統括官、梶田審議官、吉川審議官、大石審議官

- 議事概要

- 相澤議員 それでは、ただいまから最先端研究開発支援推進会議を開催させていただきます。
この会議は、先端研究助成基金のフォローアップを議題といたします。

既に、最先端研究開発支援プログラム全体のフォローアップをどう進めるかということとは決めていただいているところであります。その中の 1 つの重要なフォローアップの案件は、日本学術振興会が管理しております先端研究助成基金のフォローアップであります。本日は、日本学術振興会から説明に来ていただいておりますので、その説明を伺ってその内容についてのご審議をお願いしたいと思います。

それでは、まず日本学術振興会からの説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題 1. 先端研究助成基金のフォローアップについて

- 里見審議役 ご紹介いただきました日本学術振興会の審議役の里見でございます。

本日は、この推進会議でお決めいただきました最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに係るフォローアップ及び評価の具体的な運用の方針の中にごございます基金のフォローアップの観点として示されております 4 点につきましてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

まず、フォローアップのためにこちらからご用意させていただきました資料でございますが、1 枚目の 1 枚紙が表裏になってございまして、フォローアップの観点の 4 点に対応したつくりになってございます。また、資料でございますが、資料 1 から 1 2 までと、参考資料が 1 から 4 までつけさせていただいているところでございますので、これを用いましてご説明させていただきます。

まず、1 点目のフォローアップの観点でございますが、「基金の管理・運用を行うための適切な業務体制が構築され、業務の分担と責任の所在が明確化されているか」でございます。1 枚紙の 1 に対応して資料の 1 をご覧いただきたいところでございますが、この先端研究助成基金の管理・運用にかかわりまして業務を適切に実施するため、平成 21 年 7 月に審議役（基金担当）と基金課を設置いたしました。また、その後次世代プログラムの運用にかかわりまして、基金第二課を平成 22 年 4 月に設置しまし

たので、基金課を基金第一課に名称を改めたところでございます。

また、基金の管理・運用に関し必要な事項を審議する機関といたしまして、基金管理委員会を設置してございます。委員長は理事長でございます。この体制の全体につきましては、資料1でご確認ください。基金管理委員会が一番上の委員会として組織されているところでございまして、こちらは日本学術振興会の基金管理委員会規程で設置をされてございます。また、そのもとに部会といたしまして運用部会を設置しており、この委員会及び部会の中で、諸規則の制定あるいは取扱金融機関の運用、金融機関の選定、金融商品の選定といったようなことを行ってございます。実務レベルでは、網かけをしております審議役（基金担当）が責任者となりまして基金の管理・運用業務を担当し、この基金の管理・運用状況につきましては定期的に基金管理委員会に報告することにしてございます。21年度は基金課で基金の管理・運用及び最先端プログラムに関する業務を行っておりました。22年4月からは、それに加えて基金第二課が次世代プログラムの公募、審査等の業務も行っているところでございます。以上が私どもの基金管理運用に係る業務体制でございます。

引き続きまして、フォローアップ観点の2点目、「基金の管理・運用を行うために必要な規程は整備されているか」でございます。これにつきましては、資料の2、3、4、5をご用意しているところでございます。まず、先ほど申し上げました基金管理委員会の設置規程でございまして、この委員会において具体的にさまざまな管理を行うようにしてございます。組織は、理事長、理事、それから学術システム研究センターの所長、副所長、相談役、そして私、審議役及び各部長でございますが、第7条にございましてように監事が出席することができまして、ほとんどの会議に監事が実際出席をして意見を述べていただいております。また、委員会において必要と認める場合は、外部の有識者にもご意見を求めることができるような仕組みとなっているところでございます。

資料の3でございますが、その運用部会の規程でございます。安全な金融機関の選定あるいは金融商品の選定に関しましては、部会に諮ってお決めいただいているところでございます。資料の4でございますが、こちらは先端研究助成基金の設置規程でございます。日本学術振興会法附則第2条の2、この具体的な規定の中身につきましては参考資料4にお示ししてございますが、この中に「基金を設けるものとする」という規定がございます。資料4の設置規程は、法律上の規定を受けた学振の内部規程として定めたものでございますので、第2条にございましてように「基金を設置する」ということを明確に規定いたしまして、その基金の業務と運用について定めているところでございます。資料の5でございますが、こちらにつきましては、設置規程の細則としての取扱要項でございまして、実際の運用の方法といたしましては独立行政法人通則法第47条に定められている方法、具体的には参考資料4の下のほうにございましてように、国債、地方債、あるいは銀行への預金、郵便貯金、金銭信託などが認められてございますが、その中でも取引相手の選定は慎重を期すというようなことで運用をさせていただいているところでございます。以上までが、2点目の規程の整備状況でございます。

3点目でございますが、「平成22年3月9日に総合科学技術会議が決定した内容に沿って助成金が交付されているか」でございます。この点につきましては、資料の6、7、8で、最先端プログラムに関しまして、まずご説明をさせていただきます。最先端プログラムにつきましては、平成22年3月9日総合科学技術会議決定を参考資料1としてつけさせていただいているところでございます。この参考資料1によりますと、30課題についての中心研究者、研究支援担当機関、研究計画は別紙のとおりとするということになっております。また、基金から30課題に経費を助成するに当たって定める執行に関するルールは、総合科学技術会議がお決めになった具体的運用方針に関する文書に適合するようということをお定めいただいております、別紙の中でそれぞれの課題に研究費をどれだけ配分するかということをお決めいただいているところでございます。このことに沿いまして、資料の6のとおり先端研究助成基金助成金取扱要領を定めまして、総合科学技術会議あるいは文部科学省から定められたところに沿って決めさせていただいております。また、その細則である中心研究者、研究支援担当機関にお示しする交付条件につきましても、資料の7のとおり、総合科学技術会議が決定した内容を適切に踏まえているところでございます。資料の8につきましては、先ほどの別紙でご確認いただきましたそれぞれの30課題の研究者に対しまして、交付決定額、既交付額、当該年度交付額、未交付額をそれぞれお示したものでございます。上が最先端プログラムに関する資料でございます。これまでの交付額でございますが、998億7,500万円を交付決定しておりますが、21年度につきましては28課題に157億8,474万円余り、また22年度につきましては165億8,580万円余りを交付しているところでございます。

引き続きまして、最先端・次世代研究開発支援プログラムでございますが、こちらにつきましては資料の9、10、11、それから参考資料2をご参照ください。先ほどの総合科学技術会議がお示しになりました平成22年3月9日の総合科学技術会議決定の内容は、最先端プログラムに関するものでございましたが、参考資料2にお示ししておりますのが、次世代プログラムに関しましてお示しいただいた方針でございます。平成23年2月10日に決定をさせていただいております。この内容につきましては、別紙に具体的な329課題につきましては決定内容が含まれているところでございます。これに基づきまして、資料の9、10、11が同じような形で取り決めさせていただいております、総合科学技術会議、文部科学省でお定めいただいた方針に基づきまして資料9の取扱要領、それからその細則であるところの交付条件が資料10、そして別紙の形でお示しいただいたものに対応するものが資料11でございます。資料11につきましては、今回の資料といたしました参考資料2の別紙を大学別かつ50音順に並べたものでございますが、内容は同じものでございます。以上が3点目のフォローアップの観点に関する点でございます。

最後の4点目、「事務経費は適切に使用されているか」でございます。この基金につきましては、1枚紙の裏側でございますが、特別な勘定として日本学術振興会に先端研究助成業務勘定を設け一般勘定と区別をした区分経理を行っているところでござい

ます。その上で、管理・運用につきましては、安全性の確保を最優先に収益性の向上にも配慮した資金運用を行っておりまして、現時点までの基金の収支あるいは残額についてはお示ししているとおりでございます。平成 22 年度までに残額は 949 億 6,500 万円となっているところでございます。また、このうち管理費でございます。この両プログラムを実施するために必要となりました事務経費でございますけれども、平成 21 年度につきましては人件費、物件費合わせて 5,332 万円となっているところでございます。こちら詳細につきましては、資料 12 をあわせてご参照ください。この人件費でございますが、先ほど申しました審議役及び基金課を設置するために必要となりまして、新たに必要となりました人件費が主なものでございます。また、物件費は事務室の賃借料、事務室の改修経費、什器消耗品、複写機保守料などとなっているところでございます。また、平成 22 年度でございますが、合計 3 億 7,043 万円を管理費として支出させていただきました。その具体的な内容でございますが、次世代プログラムが実施に入るということでございまして、基金第二課を創設することによりまして、組織拡充による増及び次世代プログラムの公募と審査にかかわるための諸経費、具体的には諸謝金でございますが、委員の審査経費及び事務室の賃借料などとなっているところでございます。詳細につきましては、資料 12 でご確認いただければと思います。

最後でございますが、この全体の経費につきまして監査を受けてございます。参考資料 3 でございますが、参考資料 3 でお示ししておりますのは、内部監査の結果でございます。平成 21 年度の監事監査におきまして、通し番号が右下に打ってございますけれども、この 4 ページの部分に基金管理について内部監査のコメントをいただいております。一番下の行でございますが「基金の適正な運用・管理を行うため基金管理委員会が設置され、機能していることは評価できる。」というコメントをいただいているところでございます。また、平成 22 年度の監事監査でも、同じく基金に対して言及をいただいております。通し番号の 8 ページでございますが、枠囲いの 3. 基金の管理についてでございますが、その 1 行目、「平成 21 年度補正予算において造成された「先端研究助成基金」が、勘定を明確に区分し管理されてきたことは評価できる」とコメントをいただいているところでございます。

最後に、通し番号 10 ページ目の独立監査人の監査報告書でございます。平成 22 年度分につきましては法定監査で実施されているところでございます。この法定監査で実施された監査報告書の中におきましても、監査の結果という中ほど下のところの（1）でございますが、独立行政法人学術振興会の先端業務助成業務勘定が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めると監査報告を受けているところでございます。

以上、駆け足でございますが、ご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○相澤議員 ありがとうございます。この会議では、ただいま説明いただいた内容をこれからご質問、ご意見を述べていただくことをもとに、この会議のメンバーの方々は一最初の議

事を書いた次に別紙とありますフォーマットを御覧いただきたいと思います—この内容について本日の説明に基づいたことに対してのご意見をここにまとめていただくという事でございますので、これから意見交換をさせていただきますが、その内容を反映した形でここに記載をいただきたいという事であります。

それでは、ただいま説明をいただきましたが、まず初めに、管理・運用に係る業務体制、それから密接に関連しておりますのが、管理・運用に係る規程等の整備、これの2点は関連しておりますので、この2つのところについてまずご質問、ご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。いろいろな組織と規程が出てまいりますので、理解するのがなかなか難しいかと思えます。

私から質問させていただきますと、こういう形できちっと組織が整備されて、そして規則も規程もきちっとつくって運用されてきたということで、これは非常にシステムティックであると思えます。ただ、逆な観点から考えて、こういうような体制と規程で進めてきて、何か問題は起こらなかったのだろうかということでもあります。いかがでしょうか。

○里見審議役 私どもも日本学術振興会で基金を設けるに当たりましては、これは初めての経験でございましたので、このような形で始めてみたわけですが、実際のところは大変よく機能をしていると私自身は感じておりました、私は2代目の審議役でございますけれども、非常によく管理ができる体制ではないかと考えているところでございます。

○相澤議員 それから体制と同時に規程の置き方ですね。これはやはり当初いろいろなことを予測しながら設定したわけですが、そこにおいても特に問題とか対応に、判断に困るようなこととか、そういうことは起こらなかったのでしょうか。

○里見審議役 所掌事務上はきちんと整理をさせていただきますので、そういった点ではなかったと理解をさせていただきます。

○今榮議員 資料1の体制のところでは基金課を一課、二課と分けられたと。それから管理費のところでは人件費が6名挙がっていますが、これはここにかかわる方の人件費なのか、それともこの課を分けることによって、それに担当される職員が新たに加わったものなのか、その辺の説明をよろしくお願いします。

○里見審議役 基金課に加えまして、基金第二課を設けるときに人員を増員してございます。その増分でございます。

○相澤議員 それでは、次の3点目ですが、これは基金助成金の交付の状況等でございます。これは同時に管理状況のところにも関連しますが、まず交付の状況について、こういうようなトータルの数字が明らかになってまいりました。そして先ほどのご説明のように、総合科学技術会議で決定した内容に基づいて交付が行われているという状況であります。ここにつきまして、ご質問、ご意見お願いいたします。

○奥村議員 質問ですけれども、交付の状況と同時に、例えば30課題のほうで申しますと、30機関の執行の状況の把握、これもそちらの業務の範囲ですよ。毎年執行の状況を把握しないといけないですよ。ですから、それがどこに入っているのかなと思って。私ども

のほうの設問も課題があるのかもしれませんが。交付の状況と執行の状況をJSPSのほうでどのように把握されているのかと。それについては、どこを見たらよろしいのでしょうか。

○里見審議役 今のお尋ねの点につきましては、資料6の第10条というところに実施状況報告書というのが規定されているところでございます。こちらによりまして、「研究支援担当機関は毎年、年度終了後2ヶ月以内に、」ですから、5月31日までにですね「別に定める様式により補助事業の実施状況及び経費毎の助成金の支出状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出する」とされているところでございます。

これにつきましては、毎年度、21年度及び22年度につきまして提出をいただいているところでございまして、私どものほうでも内容の精査をしております。その状況につきましては、まとめ次第それぞれの機関で公表するというところをございまして、まだ22年度分が確定しておりませんが、21年度分につきましては既に公表の形にしておりますのと、実際、現地調査という形で昨年度はこの全研究支援担当機関を調査しまして、一部不適切な部分があったものは、100万円程度ですが、返還を命じることもございまして、そのような形で現地調査自身も効果を上げていると認識しているところでございます。

○本席議員 これは基金ですので利息はつくわけですね。それで、研究支援担当機関に交付すれば、それはもう利息がつかなくなって、交付されたほうに利息が行くことになるわけですが、年にどのようなスケジュールでこの基金からお金を出すかということは、どのようにしてだれが決めているのかということ。

○里見審議役 この基金の全体の執行につきましては、日本学術振興会の中期目標、中期計画の中で具体的に年度を定めて、その期間中の執行計画を定めておりまして、毎年、年度計画の中でもその状況に応じまして執行していております。

また、交付の予定につきましては、年に最先端プログラムですと2回、次世代プログラムですと1回研究費を交付いたしますので、研究計画で出てきているものの積み上げによりまして予算を出してございまして、その見通しに基づきまして執行の計画を立てているところでございます。

○本席議員 わかりました。

そうすると、年に2回、前期、後期、片方は年に1回、それは積み残していいわけですから、逆に言うと、こういうことはありませんか。その機関は、多めにもらっておけば、それだけ利息がもうかるわけですね、ずっと置いておけるわけですから。だから、本来振興会に行く利息が、そっちの大学に行くという戦略もあり得ると思うのですが、いかがですか。

○里見審議役 今回、研究計画を確認するに当たりましては、特に巨額が計画の前半にあり、後半で少しというような例はなかったという理解をしておりますので、基本的には研究計画で必要な範囲を請求いただいているという理解でございまして。

○相澤議員 ただいまの点は、ですから研究計画が先にあって、それに基づいて交付されていくという考え方ですね。

○里見審議役 はい、おっしゃるとおりです。

○白石議員 この要約の 21 年度の助成金の交付のところを見ると 28 課題なんですね。つまり 30 課題全部出ていないというのは、要するに 2 課題については、21 年度は始まらなかったという意味ですか。

○里見審議役 はい、実際には始まらなかったと申し上げてよろしいかと思いますが、これは研究支援担当機関が組合になっているものが 2 機関ございまして、こちらのほうが 3 月の終わりよりは 4 月の初めから交付を希望するということがございましたので、その 2 機関でございまして。

○白石議員 そうすると、2 課題については実質的には期間が 4 年になってしまうということですね。

○里見審議役 はい、そのようなことになります。

○相澤議員 それでは、4 番目の視点ですが、基金の管理状況につきましてご質問、ご意見ありましたらば。

○本庶議員 ここのところの情報の開示の仕方ですが、この情報は、私は、例えば財団の財務報告等では、こんな簡単なものではないんですね。つまり、基金というものは、どこにどのような運用をし、現金でどれぐらい持っていてどうなっているというかなり細かい開示があるべきだと私は思うのですが、これだと全くブラックボックスで、ざっと見たところトータルの利率が 0.4%程度ですね。これが高いと見るのか、低いと見るのか、私ちょっとわかりませんが、つまりその効率性というところもやはり振興会としては担保しなければいけないわけですね。より効率よくお金を使うということから考えると、その点はいかがなのでしょうか。

○里見審議役 確かに今回、特に管理費については資料 12 において、全体の状況は 1 枚紙のほうでお示ししているような支出、収入の状況になっておりまして、利息につきましては、ご指摘いただきましたように、この利息で計上してございます 4 億 5,000 万円というところが利息となっているところでございます。

では、この全体がきちんと稼げているかという点でございましてけれども、私どものほうでは現在独立行政法人通則法で認められた運用方法の中では、銀行への預け入れという方法のみで運用をしているところでございまして、具体的には大口定期預金、それから譲渡性預金でございまして。振興会では外部の格付機関で適正な評価を受けております銀行から引き合いをいたしまして、最も高い利率をつけてきたところに預けるというような形で運用をしております。

そのような形で運用をしております結果、平均的に、今ご指摘いただきましたが、平成 22 年度ですと 0.33%程度の利率でございまして、これによりまして上がった利息となっているところでございます。

○相澤議員 その内容をどういう形で公開するのかということがあるかと思えます。今、お話しの内容はどういう形で公開になるのでしょうか。

○里見審議役 例えば銀行名とか利率が入っておりますので、そのまま公開することは少し難しいのですが、先ほど申し上げました基金管理委員会、これには定期的にご報告をしまして、

どのような形で今運用しているかということは報告しているところでございます。

あとは、財務諸表の中でどのような運用をしているかということについてもお示ししております。

○相澤議員　あと、その運用部分については、どういうプロフェッショナルな観点から判断しているか、その仕組みというか、その辺はどういうことになっているのでしょうか。

○里見審議役　これが一番適切な方法かというところは正直あるのでございますが、私どもの中で、通則法で認められている中では、例えば国債とか地方債、その他の金融商品なども扱うことができるような規定になっているのですけれども、実際には国費でございますので、元本割れがもし起きると困るようなもの、あるいは国債のように国のお金で国の債券を買うというようなことにならないようにということに注意しております、そのため民間資金のほうに預けるという判断で銀行のほうに預けているというのが実態でございます。

そのほかは、銀行の引き合いを出しておりますので、利率の最も高いところをお願いするということですので、現在の時点では、すぐプロフェッショナルな判断が入っているということではございません。

○相澤議員　今、私が伺いたかったのは、要するにそういうプロフェッショナルな判断をする人が具体的にいるのかどうかということです。

○里見審議役　正直申しまして、私どもがしておりますので、金融のプロフェッショナルではございませんが、規定に基づきまして私どもがすることになっているということでございます。

○奥村議員　今日お配りいただいた資料の中に、管理費については基金の運用益で賄うというような規定がどこかに書いてあったような気がするんですね。これは、一般的なやり方ですか。どこがそういう方針をお決めになったのかと。

ですから、運用益が出て、これはみんな一般管理費にある意味では消えてしまうというのか、これは基本的に性格が、管理する指針が違うと思うのですけれども、これはどこでそういうご判断されてそういう決定になっているのでしょうか。これはどこかに書いてあったような気がするのですが、ちょっと私、見失ってしまっているのですけれども。

○里見審議役　今おっしゃっておられます点につきましては、恐らく参考資料2の、一番下のところに「最先端・次世代研究開発支援プログラムのために確保されている先端研究助成基金の総額は500億円であるが、研究費以外の必要経費にも本基金を配分する。」と書いてあったところの関係ではないかと思われませんが、実は最先プログラムと次世代プログラムは管理費の支出方法が異なっております、最先プログラムにつきましては基金の運用益で管理費を出すように、私どもは指示を受けているところでございます。

一方、次世代プログラムにつきましては、こちらに記入がございましたように、研究費以外の必要経費、具体的にはこれが管理費でございますが、この500億円の内数で管理費を出すようにということを言われているところでございます。

○相澤議員　ですから、これは総合科学技術会議が指示した内容でもあるわけで、30課題のときには先ほどのように運用益から支出するということが、これも私も明確にはわかりませんが、経緯からそういうことになっておりました。ただ、それは非常に問題もあり得る

ということで、500 億円の次世代プログラムについては、明確に管理費の必要部分を 500 億円の中に組み込むという形をとったということで、その 2つのプログラムが管理費については違う取り扱いになっているということですね。

○里見審議役 はい、おっしゃるとおりでございます。

○本庶議員 さっき、なぜ具体的な銀行名とその利息を公開することがよくないのか。つまり、公開することによって、私の銀行はもっといい利息で出しますよと言ってくるところがあるかもしれませんね。なぜそれがいけないのか、その理由を教えてくださいませんか。

○里見審議役 特にいけないということはございませんので、ここで話しすることも可能ではありますが。

○大竹参事官 すみません、それはですね、相対取引で公開利息になっていないから、個別の商取引ですから、出した瞬間に銀行はほかのクライアントからこれでやってくれと言われることになるので、それはまずいのではないですか。

○本庶議員 信頼性の問題と。

○大竹参事官 そういことです。

○相澤議員 ただいまの点については、先ほど説明があったように、しかるべき段階のところにはきちんと公開されているということが担保されないと問題になり得るので、そこだけはしっかりとしていただきたいと思います。

○里見審議役 はい、承知いたしました。

○相澤議員 それでは、以上 4 点につきまして説明に対してのいろいろご意見もいただきました。これら先ほど申しましたフォーマットに各議員ご記入をいただいて、事務局のほうに提出をお願い申し上げます。

その取り扱いにつきましては、川本参事官から説明をお願いいたします。

○川本参事官 今、相澤先生のほうからお話がありましたように、先生方におかれましては、この別紙について必要なコメントを記入いただきまして、できれば今週中に事務局のほうに提出をいただければと思います。それを事務局として整理をいたしまして、全体の推進会議としてのフォローアップ案という形でお諮りをさせていただければと考えております。

○相澤議員 それでは、日本学術振興会からのご説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これをもちまして、先端研究助成基金のフォローアップは終了させていただきます。

(以 上)